仕　様　書

本仕様書は、2024年度長野県立歴史館たよりの編集印刷業務の範囲及び内容の概要を示すものです。よって、受注者は仕様書に記載されていない事項であっても、状況により必要と認められる事項は、長野県立歴史館の指示に従って実施するものとします。

１　件　　名

　長野県立歴史館　2024年度館たよりの印刷

２　納入期限

　　（１）夏号vol.119：令和６年　５月31日（金）　午後２時厳守

　　（２）秋号vol.120：令和６年　８月30日（金）　午後２時厳守

　　（３）冬号vol.121：令和６年 11月29日（金）　午後２時厳守

（４）春号vol.122：令和７年　１月31日（金）　午後２時厳守

３　業務の内容（※詳細別紙　印刷物発注書）

　（１）館たより制作業務

　　　　規格　A４判　横書き　２段組８頁

　　　　枚数　各2000部　合計8,000部

　　　　紙質　マットコート紙（四六判90㎏）

　　　　刷色　オフセットカラー印刷175線以上、４色×４色刷り

（２）デザイン

　　　・デザイン及びレイアウトも業務の内容に含むものとする。

・発注者が示したイメージを基に、受注者がデザイン案を複数案（２から３案）提示

し、発注者と協議の上、決定する。

　　　・素材写真および文章は発注者が提供する。

　　　・イラストは表題（各ページ）背景デザインの他、イラスト５点程度を業者が書き起

こす。

　　　・写真はカラー20点程度。

４　校正

　　・校正は３回とし、実際の校正紙を２部持参すること。

　　　ただし、担当者が認めない限りは校了としない。

　　・受注者は発注者が校正他、打合せに業務担当（デザイナー、オペレーター等）の出席を求めた際は応じること。

　　・校正にかかる費用はすべて見積額に含める。

５　作業日程

　　契約を締結した後すみやかに行程表を担当者に提出し、承認を受けること。（製作上必要なときは、事前に協議の上、作業行程等を変更できるものとする。）

６　著作権

（１）本件により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、製作物の引き渡しをもって長野県立歴史館に譲渡されるものとする。

　（２）本件により得られる著作物の著作権人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の製作に関与した者について著作権を主張させず、著作権人格権についても行使させないことを約するものとする。

　（３）上記１、２の規定は第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発注した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

　（４）発注者が製作物のデジタルデータの提出を求めた際には、速やかに提出すること。

　　なお、発注者は提出されたデータを自由に再利用できるものとする。

７　その他

　　この仕様書に定めがない事項については、協議の上、定めるものとする。